

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 10 月 3 日

申請者 氏名又は名称 **株式会社 IWTカンパニー**
 住所 **〒594-0031 大阪府松原市天美北5丁目13-1**
 代表者氏名 **代表取締役 平川 保文**
 電話番号 **TFL(072)338-3051**
 FAX番号 **FAX(072)338-3052**
 メールアドレス **office@iwt-company.jp**

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの口に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(口に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5 年 10 月 9 日

申請者 氏名又は名称 アイダフリュティカンパニー 株式会社IWTカンパニー
住 所 大阪府松原市天美北5丁目13-1
代表者氏名 ヒラカワ ヤスフミ 代表取締役 平川 保文

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 <small>ヒラカワ ヤスフミ</small> 平川 保文 取締役 <small>イワタ ミツヨ</small> 岩田 光代 取締役 <small>ヒラカワ アイ</small> 平川 愛	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 IWTカンパニー
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 〒594-0031 大阪府松原市天美北5丁目13-1 TEL(072) 338-3051 電話番号 FAX番号 メールアドレス FAX(072) 338-3052 office@iwt-company.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
カ / ス 中野 保雄	第184065号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	
給水装置工事主任技術者免状の交付番号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

令和 5 年 10 月 9 日 現在

種 別	名 称	形式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	PA 856 PB	1	
	パイプカッター	RB-80-CV	2	
	端部のライナー	SK.11	2	
		TP E-105	2	
		VC 42 ED	2	
		VC-0342	1	
		N-100A	2	
		平形、中目、細目	4	
		φ240～300	2	
管の加工用の 機械器具	パイプねじ切器		2	
	極削鉄ヤリ		2	
	耐水ヤリ		2	
			2	
			2	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスポンプ式	2	
	パイプレンチ	φ～100mm	2	
	スパナ	φ～50mm	2	
	両着用	電気工具一式	1式	
	キールカッター	NS用	1式	
水圧テスト ポンプ	手動式テスト	T508	2	
	電動式テスト	TP50	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号
イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5年 10月 3日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

株式会社 IWTカンパニー
〒584-0031 大阪府松原市大美北5丁目13-1
代表取締役 平川 保文

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府松原市天美北五丁目13番1号
株式会社IWTカンパニー

会社法人等番号	1201-01-027631	
商号	株式会社IWTカンパニー	
本店	大阪府松原市三宅東五丁目1837番地の3	
	大阪府松原市天美北五丁目13番1号	平成26年12月22日移転 ----- 平成26年12月22日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成20年8月20日	
目的	1. 建築工事一式の請負、設計及び施工 2. 建築資材の販売 3. とび・土工・コンクリート工事業 4. 石工事業 5. 屋根工事業 6. タイル・れんが・ブロック工事業 7. 前各号に附帯する一切の業務 平成22年 7月14日変更 平成22年 7月15日登記	
発行可能株式総数	3000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000株	平成30年 9月25日変更 ----- 平成30年10月 9日登記
資本金の額	金1000万円	平成30年 9月25日変更 ----- 平成30年10月 9日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。	

役員に関する事項	<u>取締役</u> 岩田 猛	
	<u>取締役</u> 岩田 猛	平成29年11月20日重任 令和2年9月3日登記 令和5年3月8日死亡 令和5年6月15日登記
	<u>取締役</u> 平川 保文	
	<u>取締役</u> 平川 保文	平成29年11月20日重任 令和2年9月3日登記
	<u>取締役</u> 岩田 光代	
	<u>取締役</u> 岩田 光代	平成29年11月20日重任 令和2年9月3日登記
	<u>取締役</u> 平川 愛	
	<u>取締役</u> 平川 愛	平成29年11月20日重任 令和2年9月3日登記
	大阪府堺市北区金岡町2649番地6 <u>代表取締役</u> 平川 保文	平成21年12月9日就任 平成21年12月9日登記
	大阪府堺市北区金岡町2649番地6 <u>代表取締役</u> 平川 保文	平成29年11月20日重任 令和2年9月3日登記
	登記記録に関する事項	設立 平成20年8月20日登記



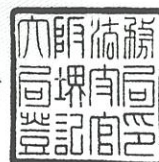
大阪府松原市天美北五丁目13番1号
株式会社 IWTカンパニー

COOPY

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 5年 9月13日
大阪法務局堺支局
登記官

井手繁樹



整理番号 ア849061

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3 / 3

株式会社 IWTカンパニー 定款

現行定款に相違ありません。

大阪府松原市天美南1-223-6

株式会社 IWTカンパニー

代表取締役 平川保文



この定款の写しは、原本に相違ありません。

2023年9月27日

株式会社IWTカンパニー

代表取締役 平川保文



株式会社 IWTカンパニー 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 IWTカンパニー と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- 1 建築工事一式の請負、設計及び施工
- 2 建築資材の販売
- 3 とび・土工・コンクリート工事業
- 4 石工事業
- 5 屋根工事業
- 6 タイル・れんが・ブロック工事業
- 7 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 大阪府松原市 に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,000株とする

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が書名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第10条 当社の株式につき質権の登録を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる

- る株主とする。
- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

- 第12条 当社の株主及び登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。
- 2 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

- 第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要に応じて招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
 - 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対し招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続きの省略)

- 第14条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

- 第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

- 第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その議案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

- 第19条 株主総会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成し、10年間当社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は1名以上とする。

(取締役の資格)

第21条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任方法)

第22条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもっておこなう。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第24条 当社に取締役2名以上いるときは代表取締役を1名置き、取締役の互選によって定めるものとする。

- 2 代表取締役は社長とし、取締役1名の場合は、当該取締役を社長とする。
- 3 社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第25条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第27条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当と除斥機関)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対して行う。

- 2 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

第一八四〇六五号

給装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

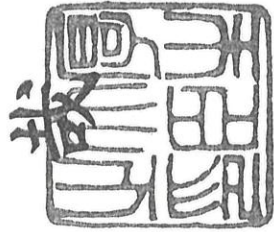
氏名 中野保雄

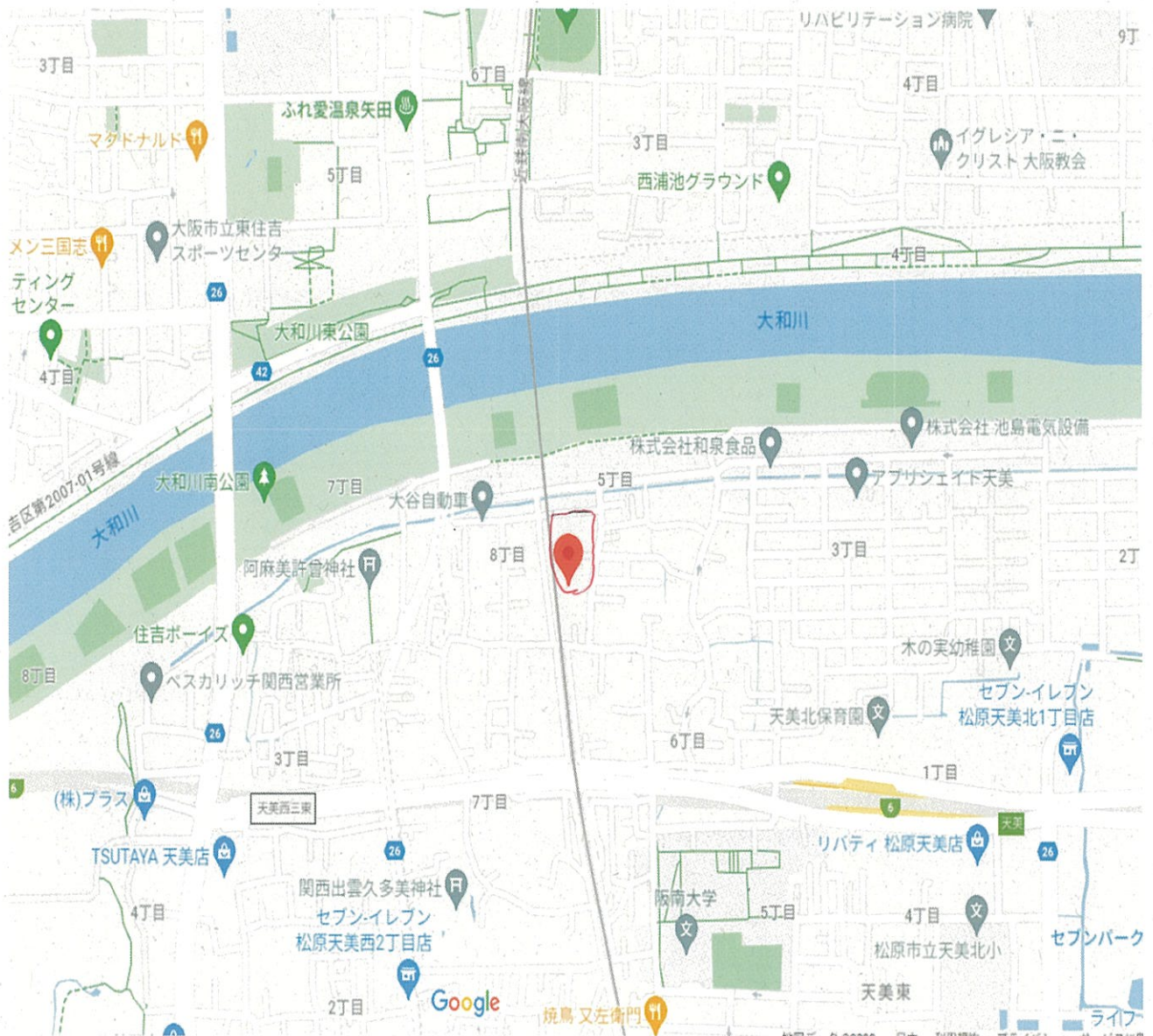
昭和二十二年十一月九日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十二年三月九日

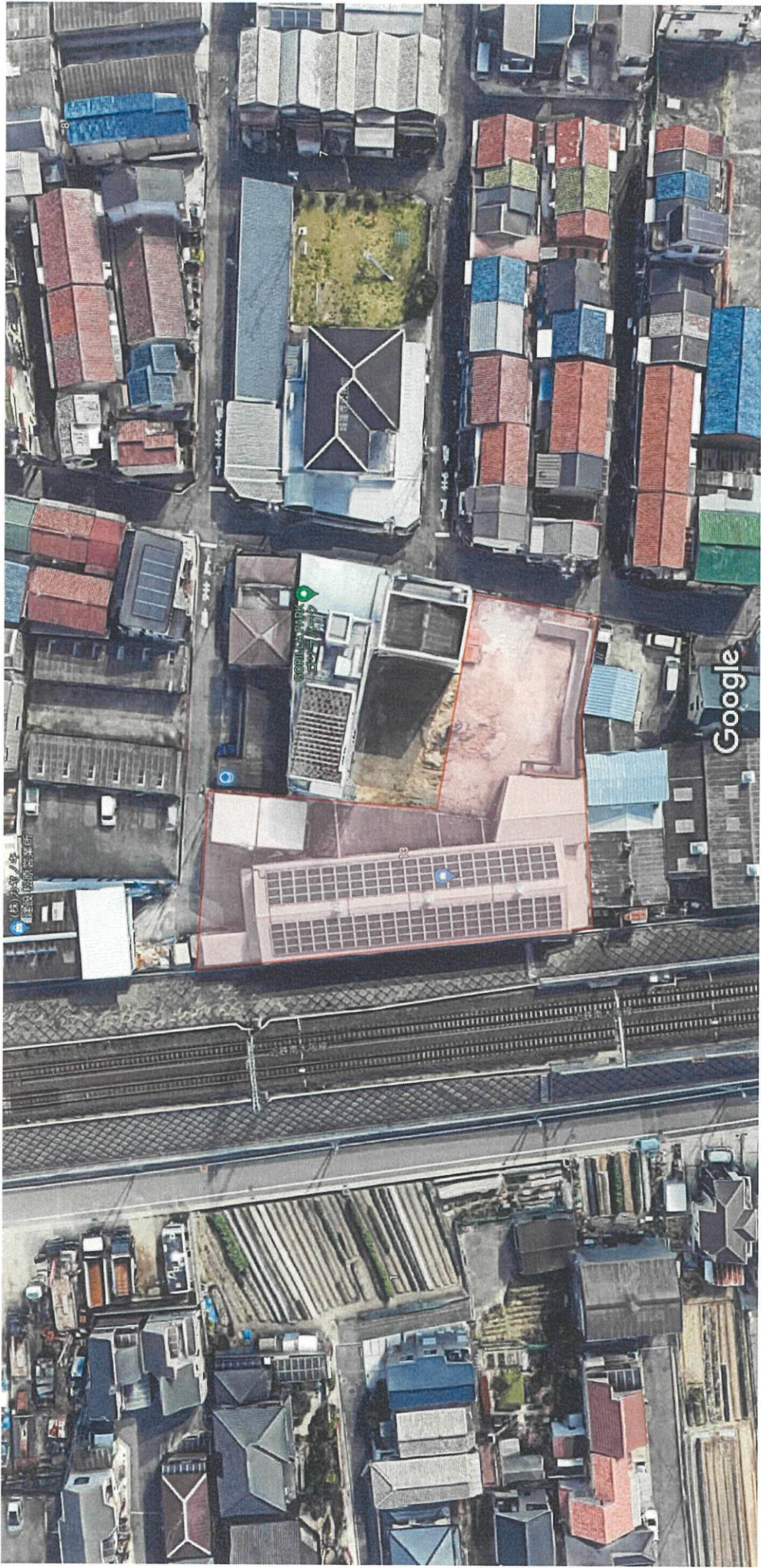
厚生大臣 丹羽雄

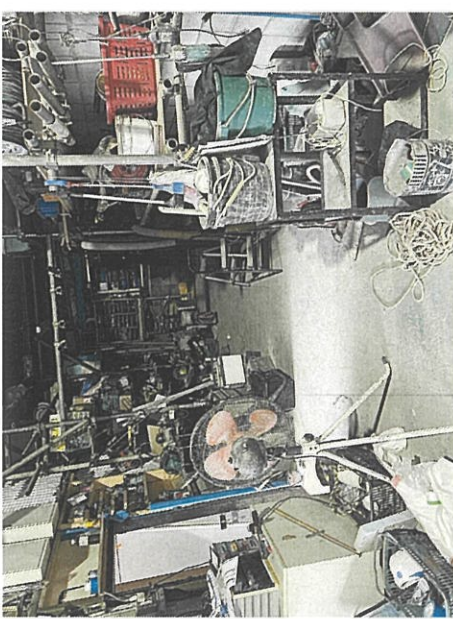
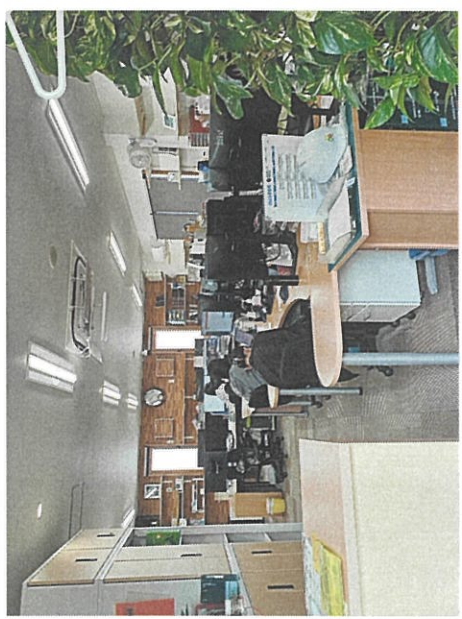
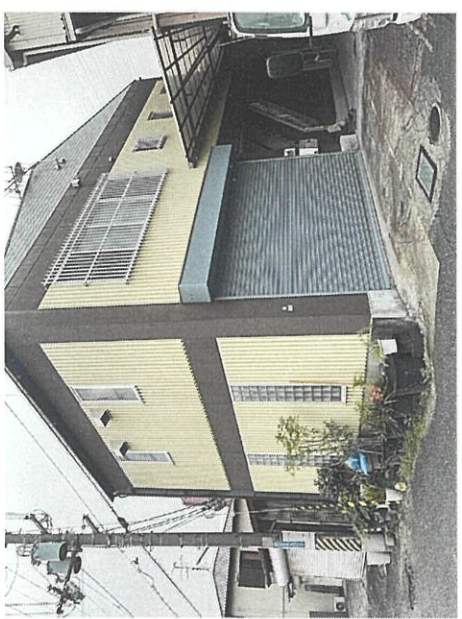






株式会社WTカンパニー
大阪府松原市天美北5丁目13-1





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 10 月 3 日

申請者 氏名又は名称 株式会社IWカンパニー
 住所 大阪府松原市大美北5丁目3-1
 代表者氏名 平川 保文
 電話番号 072-338-3051
 FAX番号 072-338-3052
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 5年 10月 3日

届出者

株式会社 IWTカンパニー
〒584-0031 大阪府松原市大美北5丁目13-1
代表取締役 平川保文

選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解任

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 IWTカンパニー	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
中野保雄	第184065号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第一八四〇六五号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 中野保雄

昭和二十二年十一月九日生

水道法昭和二十二年法律第百七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十二年三月九日

厚生大臣 丹羽雄

